

一般社団法人茨城県産業資源循環協会
会長 古矢 満 殿

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課長
(公 印 省 略)

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の説明会について (依頼)

日頃より、本県の廃棄物行政の推進に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物処理法など既存法令による規制の無い、金属スクラップなどの有価物（再生資源物）の不適正な屋外保管により、崩落、火災等の事故や搬入搬出時の騒音・振動の発生などによる問題が発生しています。

このため、県民の安全や生活環境の保全を図ることを目的として、この度、屋外の再生資源物の適正な保管に関し必要な規制を定めた「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」を制定し、令和6年4月1日から施行することとなりました。

つきましては、下記のとおり、再生資源物の屋外保管事業者を対象とした説明会を開催いたしますので、貴協会の協会員への周知につきまして御配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

1 開催日時、場所

日時	地区	会場
令和6年1月31日(水) 10:30~12:00	県南地区	茨城県霞ヶ浦環境科学センター多目的ホール (土浦市沖宿町 1853)
令和6年1月31日(水) 14:00~15:30	鹿行地区	茨城県鹿行生涯学習センター大研修室 (行方市宇崎 1389)
令和6年2月7日(水) 13:30~15:00	県西地区	茨城県県西生涯学習センター中講座室 (筑西市野殿 1371)
令和6年2月9日(金) 13:30~15:00	県央・ 県北地区	茨城県市町村会館大会議室 (水戸市笠原町 978 - 26)

2 参加申し込み等

事前申し込みは不要です。

4地区とも同じ内容ですので、御都合の良い地区に御参加ください。

【担当】

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課
施設指導グループ

TEL : 029-301-3027

E-mail : haitai2@pref.ibaraki.lg.jp

県南地区 令和6年1月31日(水) 10:30~12:00
霞ヶ浦環境科学センター1階多目的ホール(土浦市沖宿町 1853)



県西地区 令和6年2月7日(水) 13:30~15:00
県西生涯学習センター中講座室(筑西市野殿 1371)



鹿行地区 令和6年1月31日(水) 14:00~15:30
鹿行生涯学習センター1階大研修室(行方市宇崎 1389)



県央・県北地区 令和6年2月9日(金) 13:30~15:00
市町村会館2階大会議室(水戸市笠原町 978-26)



茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について

1 制定の目的

廃棄物処理法など既存法令による規制の無い、金属スクラップ等の有価物（再生資源物）の不適正な屋外保管により、崩落、火災等の事故や騒音、振動等の発生による問題が生じている。

また、近隣自治体で規制が強化されることにより、悪質な事業者が本県内に事業場を移すおそれがあることから、屋外の再生資源物の適正な保管に関し必要な規制を定め、災害の防止及び生活環境の保全を図る。

2 内容

(1) 規制対象

対象者	再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者（廃棄物処理許可施設等で再生資源物を屋外保管する事業者を除く）
対象保管物	再生資源物として収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物及び有害使用済機器を除く）

(2) 許可制の導入

ア 敷地面積が 100 m²を超える屋外保管事業場の設置について、事業場ごとに知事の許可（5年更新）取得を義務付ける。

イ 許可申請事業者に対し、事業内容等の周知を図るため、事前に住民説明会の開催を求める。

ウ 施行日時点で既に屋外保管事業場を設置している者が、6ヶ月以内に届出を行った場合、許可を受けたものとみなす。

(3) 保管基準等

ア 屋外保管事業場の周囲に、外部から保管の状況を確認できる構造の囲いを設置すること。

イ 保管物の荷重が囲いに直接かかる場合には、囲いが構造耐力上安全であるとともに、保管の高さを囲いの上端より 50cm 以上低くすること。

ウ 容器を用いずに屋外保管する場合の高さは、「勾配比 1 : 2」又は 5m のいずれか低い方にすること。

エ 保管に伴い生じた汚水の飛散、流出、地下浸透の防止、及び騒音、振動、悪臭の防止のために必要な措置を講じること。

オ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれのあるものは、適切に回収し処理すること。

(4) 行政処分

- ・事業者等からの報告徴収、事業場等への立入検査
- ・保管基準不適合や違反行為に対する改善勧告
- ・勧告に従わない場合には改善命令
- ・事業場の全部又は一部の使用停止、許可の取消し

(5) 公表

事業者が勧告に従わなかった場合に違反事実を公表できる。

(6) 罰則（主なもの）

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・屋外保管事業場の無許可設置
- ・屋外保管事業者の命令違反等

3 施行日

令和6年4月1日